



遺言の威力を知るセミナー 遺言が有るか無いかで天国か地獄かだ!!

主催 みらい会計税理士法人 受付 西川・山口 TEL 03-3986-3551

「我が家は子供たちの仲が良いので私が亡くなっても相続で揉めることはないよ」と言っていたのに遺言がないために泥沼になったケースが沢山あります。相続が発生したら遺産の分割は第一に遺言が優先されます。つまり自分の遺産をどの様に相続人に分けるかを自分で決められるのです。遺産の全てが現金預金なら民法の相続分で分けられますが、不動産となると公平に分割するのは不可能です。遺言で分割方法を指定してあげれば、遺留分を侵さない限り相続人は遺言に従わざるを得ないのです。相続人の現在の経済状態や今後の生活、過去に贈与してあげたこと等々様々なことを配慮して遺言してあげるのが、残された相続人たちに対する愛情なのではないでしょうか。その様に価値ある遺言ですが、遺言は一定の決まりに従って作成しないと無効になります。みらい会計では遺言作成のノウハウが豊富にあり大変喜ばれています。この機会に遺言の大切さを理解し、相続人が遺産分割でもめて遺恨を抱えることがないよう価値ある遺言を作成されては如何でしょうか。

講師···税理士 増田正二 税理士 坂本浩子

日時・・・参加希望日に✓をお付け下さい。

□令和4年12月2日(金)14:00~17:00

□令和4年12月3日(土)14:00~17:00

会場・・・みらい会計税理士法人 研修室 豊島区池袋2-23-24 藤西ビル別館2F

対象・・・資産の多寡に拘わらずどなたでも ご参加いただけます。 お知り合いの方を是非お誘い下さい。

会費・・・無料

定員・・・各回10名(先着順)

〔1〕実演「相続奮闘記」

これが相続開始後の実態だ!!

- [2]相続の基礎知識
 - 1.民法の相続編
 - 2.相続税の仕組み
- [3]遺言が無いためにトラブルになっ たケースのご紹介
- [4]遺言の薦め

ベストな遺言と注意点 みらい会計がご支援できること



セミナー申込書

下記申込欄にご記入し、参加日については □に✓をお付の上、FAXお願い致します

FAX03-3986-3552

会社名	所在地	Ŧ	_		
参加者名	TEL			L 22 0 .:	@
	FAX			E-mail	